

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 28 年 7 月 13 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1501590 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1600125 号

第1 結論

請求期間①について、訂正請求記録の対象者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 22 年 6 月 1 日、喪失年月日を昭和 23 年 1 月 1 日に訂正し、昭和 22 年 6 月の標準報酬月額を 500 円、昭和 22 年 7 月から同年 12 月までの標準報酬月額を 600 円とすることが必要である。

昭和 22 年 6 月 1 日から昭和 23 年 1 月 1 日までの期間については、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

請求期間①のうち、その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、訂正請求記録の対象者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名（継柄） : 男（子）

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 28 年生

住所 :

2 被保険者等の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 大正 11 年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和 22 年 6 月 1 日から昭和 23 年 10 月 31 日まで

② 昭和 24 年 7 月 31 日から昭和 28 年 1 月 1 日まで

事業所名は不明だが、私の母（訂正請求記録の対象者）が外地から引揚げ後に居住していた C 地区近辺の事業所に勤務した請求期間①及び B 社に勤務した請求期間②の厚生年金保険の記録がない。請求期間②当時の写真を提出するので、調査の上、請求期間①及び②を被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、A 社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険

者名簿」という。)に事業主の記載がない上、同社の商業登記簿謄本も確認ができず、同社の事業主は不明であることから、当該期間に係る訂正請求記録の対象者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

しかしながら、請求期間①のうち、昭和 22 年 6 月 1 日から昭和 23 年 1 月 1 日までの期間については、訂正請求記録の対象者と同姓同名、同一生年月日の基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録(資格取得年月日は昭和 22 年 6 月 1 日、資格喪失年月日は昭和 23 年 1 月 1 日。)が確認できる。

また、請求者は、訂正請求記録の対象者の弟の記憶として、訂正請求記録の対象者は、請求期間①当時に居住していた D 市 C 地区の近くの電気治療器を製造する事業所に父親と一緒に勤務していたと陳述しているところ、被保険者名簿において訂正請求記録の対象者の父親の被保険者記録が確認できること、被保険者名簿における事業所の所在地は、D 市 C 駅の近辺であること及び A 社の複数の元従業員に文書照会を行った結果、同社では電気治療器を製造していた旨回答があつたことから、被保険者名簿に記載されている訂正請求記録の対象者と同姓同名、同一生年月日の厚生年金保険被保険者記録は、訂正請求記録の対象者に係る記録であると認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、訂正請求記録の対象者について、昭和 22 年 6 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、昭和 23 年 1 月 1 日に喪失した旨の届出を社会保険出張所(当時)に行ったと認められることから、訂正請求記録の対象者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 22 年 6 月 1 日、喪失年月日を昭和 23 年 1 月 1 日にすることが必要である。

なお、昭和 22 年 6 月 1 日から昭和 23 年 1 月 1 日までの期間の標準報酬月額については、被保険者名簿の記録により、昭和 22 年 6 月は 500 円、昭和 22 年 7 月から同年 12 月までは 600 円とすることが必要である。

一方、請求期間①のうち、昭和 23 年 1 月 1 日から同年 10 月 31 日までの期間については、上述のとおり A 社の事業主は不明であり、同社における訂正請求記録の対象者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない上、被保険者名簿から、所在が確認できた元従業員に文書照会を行つたが、訂正請求記録の対象者の勤務期間について具体的な回答は得られなかつた。

このほか、訂正請求記録の対象者の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険被保険者として昭和 23 年 1 月 1 日から同年 10 月 31 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

請求期間②について、請求者は、訂正請求記録の対象者が B 社の店舗内外において撮影したとする年月日を裏面に記載した複数の写真を提出しているが、当該写真から撮影場所が同社の店舗内外であることを確認することができない。

また、訂正請求記録の対象者は昭和 23 年 11 月 1 日から昭和 24 年 7 月 31 日までの期間において、E 社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できるところ、請求者は、同社は B 社と所在地が同一である上、社長も同一の者であったことから、訂正請求記録の対象者は、B 社においても厚生年金保険に加入していたはずである旨主張している。

しかしながら、B社に係る商業登記簿謄本によれば、同社は昭和25年1月24日にF社として設立され、その後3回の商号変更を経て、昭和26年2月28日にB社に商号変更した際に所在地をE社と同じG市H*-*に変更しており、それ以前はE社とは別の所在地にあったことが確認できる上、当該登記簿により、請求者がE社において社長であったとする者は、B社において役員ではなかったことが確認できる。

また、オンライン記録及び適用事業所検索システムにおいて、上記商業登記簿謄本で確認できる各事業所名について検索を行ったが、いずれの事業所名も該当はなく、厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない。

さらに、E社に係る商業登記簿謄本が取得できない上、同社に係る上記被保険者名簿から所在が確認できた元従業員に照会したものの、訂正請求記録の対象者を記憶している者はおらず、E社とB社の関係についての回答も得られなかった。

加えて、請求者から提出された写真の裏面に名前の記載があるE社の同僚については、同社における厚生年金保険の被保険者記録は確認できるものの、所在を確認することができないため、照会を行うことができない。

このほか、請求期間②における訂正請求記録の対象者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険被保険者として請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1600134 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1600126 号

第1 結論

請求者のA社（現在は、B社）における平成17年6月10日及び平成18年6月21日の標準賞与額を150万円に訂正することが必要である。

平成17年6月10日及び平成18年6月21日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年6月10日及び平成18年6月21日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和39年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成17年6月
② 平成18年6月

A社から支給された賞与のうち、請求期間①及び②の賞与の記録がない。賞与の支給が確認できる賞与明細書を提出するので、請求期間①及び②の賞与に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された賞与明細書及び預金通帳の写し並びにB社から提出された「平成17年6月決算賞与」及び「平成18年6月決算賞与」により、請求者は、請求期間①及び②にA社から賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

なお、賞与の支給日については、請求者から提出された預金通帳の写しにおける振込日の記録から、請求期間①は平成17年6月10日、請求期間②は平成18年6月21日とする必要である。

また、標準賞与額については、上記賞与明細書、「平成17年6月決算賞与」及び「平成18年6月決算賞与」において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成17年6月10日及び平成18年6月21日とともに、標準賞与額の上限である150万円とする必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を、社会保険事務所（当時）に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成17年6月10日及び平成18年6月21日に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1600226 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1600127 号

第1 結論

請求者のA社（現在は、B社）における平成17年6月10日の標準賞与額を80万円、平成18年6月21日の標準賞与額を150万円に訂正することが必要である。

平成17年6月10日及び平成18年6月21日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年6月10日及び平成18年6月21日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和52年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成17年6月10日

② 平成18年6月21日

A社から支給された賞与のうち、請求期間①及び②の賞与の記録がない。賞与の支給が確認できる賞与明細書を提出するので、請求期間①及び②の賞与に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された賞与明細書、B社から提出された「平成17年6月決算賞与」及び「平成18年6月決算賞与」並びに同僚から提出された預金通帳の写しにより、請求者は、平成17年6月10日及び平成18年6月21日にA社から賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、標準賞与額については、上記賞与明細書、「平成17年6月決算賞与」及び「平成18年6月決算賞与」において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成17年6月10日は80万円、平成18年6月21日は標準賞与額の上限である150万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を、社会保険事務所（当時）に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成17年6月10日及び平成18年6月21日に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1600084 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 1600026 号

第1 結論

昭和 60 年 4 月から昭和 61 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 29 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 60 年 4 月から昭和 61 年 3 月まで

私は、結婚後に義母に国民年金の加入を勧められたので、昭和 60 年の 4 月か同年 5 月頃に、義母と二人で市役所に出かけ、私の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してきた。その後、私は、昭和 61 年 4 月からの第 3 号被保険者の手続を行い、保険料を納めなくてよくなつたと思い安心した記憶がある。請求期間の国民年金保険料が未納とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号（以下「記号番号」という。）は、請求者の第 3 号被保険者の資格取得年月日（昭和 61 年 4 月 1 日）に係るオンライン記録の処理日から請求期間後の昭和 61 年 7 月頃に払い出されたと推認でき、社会保険オンラインシステムによる氏名検索においても上記記号番号とは別の記号番号を確認することができないことから、請求者の国民年金の加入手続はこの頃に行われたと考えられ、昭和 60 年 4 月か同年 5 月頃に加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を納付していたとする請求者の主張と符合しない。

また、請求者が所持する年金手帳及びオンライン記録によれば、請求期間は、国民年金の未加入期間とされていることから、請求期間の国民年金保険料を納付することはできない。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。